

第二十一回 参議院議院運営委員会會議録第八号

昭和三十年一月二十三日(日曜日)午後二時四十六分開会

委員の異動

本日委員永井純一郎君及び田畑金光君辭任につき、その補欠として東隆君及び村尾重雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 寺尾 豊君
理事 伊能繁次郎君
加賀山之雄君
矢嶋 三義君
寺本 廣作君

委員

大谷 實雄君
大谷 亨弘君
榎原 亨君
高橋 衛君
松岡 平市君
横川 信夫君
上林 忠次君
小林 武治君
高橋 道男君
森田 義衛君
大和 與一君
東 隆君
村尾 重雄君
三浦 義男君
鈴木 一君

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

事務局側
事務局長 芥川 治君

参事(事務次長) 河野 義克君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君
参事(記録部長) 丹羽 寒月君
参事(警務部長) 佐藤 忠雄君
参事(庶務部長) 渡辺 猛君
法制局側
法制局長 奥野 健一君

本日の會議に付した事件

○常任委員の辭任及び補欠に関する件
○中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名に関する件
○職員任用の件
○国会法の一部を改正する法律案の委員会審査省略要求の件

○委員長(寺尾豊君) 會議を開きます。
常任委員の辭任及び補欠に関する件。
○参事(河野義克君) 自由党から、文部委員の大谷實雄君、外務委員の大野木秀次郎君が辭任せられ、文部委員に大野木秀次郎君、外務委員に大谷實雄君を指名せられたというお申し出が出ております。

日本社会党第四控室から、文部委員の久保等君、電気通信委員の小笠原三男君、通産委員の藤田進君、経済安定委員の海野三朗君、建設委員の秋山長造君、地方行政委員の若木勝藏君がそれぞれ辭任せられ、文部委員に小笠原三男君、電気通信委員に久保等君、通産委員に海野三朗君、経済安定委員に藤田進君、建設委員に若木勝藏君、地方行政委員に秋山長造君を後任

として指名せられたという申し出が出ております。

日本社会党第二控室から、文部委員の相馬助治君、郵政委員の三木治朗君、地方行政委員の森下政一君、農林委員の永井純一郎君、予算委員の東隆君、決算委員の村尾重雄君、議院運営委員の永井純一郎君、同じく田畑金光君がそれぞれ辭任せられ、文部委員に三木治朗君、郵政委員に相馬助治君、地方行政委員に永井純一郎君、農林委員に森下政一君、予算委員に永井純一郎君、決算委員に田畑金光君、議院運営委員に東隆君、同じく村尾重雄君を後任として指名せられたという申し出が出ております。

○委員長(寺尾豊君) 以上の通り決するに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) さよう決します。

○委員長(寺尾豊君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名に関する件。
○参事(河野義克君) 去る一月二十一日、内閣総理大臣鳩山一郎君から河井参議院議長あて、中央選挙管理委員会に任命されていた柏正男は本月八日同委員を辭任したので、後任者及び同予備委員の任命について公職選挙法第五條の二の規定により国会の議決による指名を求めます。という通告に接しております。中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名は、法律の規定によりまして両院に多数の勢力を有する

会派から推薦を得て、その推薦に基いて両院で指名することになっております。

当該柏正男君が左派社会党からの推薦に基く方であつて、後任については日本社会党中央執行委員長鈴木茂三郎君から、委員として芦澤隆衛君、予備委員として岡崎三郎君が推薦されております。

○委員長(寺尾豊君) 両君の中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名を求むることに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) さよう決します。

○委員長(寺尾豊君) 常任委員会専門員の任用に関する件。
○事務局長(芥川治君) 外務委員会の専門員神田源太郎君がポルトガルの公使に任命されますので辭任されます。その後任としてお手許にお配りしてあります渡辺信雄君を外務委員長の方から御推薦になっております。

渡辺信雄君は履歴書で「らんの通り外交官として長く就任されております。その後大蔵省の給与局に勤務されて今日に至っております。外務委員長からは外務委員会の専門員としては最も適當であるというので御推薦いたしたのであります。議院事務局法の十二條に基いて本委員会の承認をお願いする次第であります。

○委員長(寺尾豊君) ただいま事務局長より御報告申し上げました渡辺信雄君を外務委員会専門員に任用することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) さよう決定いたします。

君を外務委員会専門員に任用することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) さよう決定いたします。

○委員長(寺尾豊君) 法律案の委員会審査省略要求に関する件。
○事務局長(芥川治君) 国会法の一部を改正する法律案につきまして衆議院議長より参議院議長あてに二十一日付をもって委員会の審査省略の要求書が出ております。

○矢嶋三義君 議事進行上発言いたします。その案件を諮ることを後刻に回してその前に参議院で設けられておりました国会法等改正に関する小委員会の小委員長に對しまして、若干お伺いしたい点がありますので、それを先議していただきたいと思ひます。

○委員長(寺尾豊君) 矢嶋君の議事進行に関する要求を認むるに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○矢嶋三義君 国会法等改正に関する小委員長が長きにわたつて非常に御努力をなされた点に對しまして敬意を表します。若干小委員長に伺ひますが、まず第五十二條の委員会傍聴者の件については各会派によつていろいろ意見があつて、最も議論が沸騰した条項であると承わつております。衆参との打ち合せの結果、何らかの結論に達したと承わつておりますが、現段階において全面的に委員会の傍聴を禁止する

討議され、申し合せとしてまとまつたような事項について承わっておきたいと思ひます。

○委員長(寺尾豊君) この点は、小委員会でも御了承を賜り、またそれについていろいろの御意見があったのでありますが、本法が第二十二国会劈頭に効力を有するということだから、直ちに専門員その他が失格をするとか、あるいは減額などということではなくて、専門員制度を検討をする、たとへば専門員を各委員会とも一人にしようじやないかというようなことは、衆議院と本院において、おおよそそういうような意向がまとまつたやうな、まとまつたというのでありませんが、同じような意向を持っておるのではありません。従ひまして本法施行後においては、やがてはこの専門員が、あるいは減員になり、その他にも若干の異動等があるかもしれません。またあるのでありましよう。しかしながらそれらについては、事、非常に各関係の一人々々にとっては、相当重大なこともでありますので、その減員になる場合における配置転換、あるいはそのほか何らかそれについての十分な考慮を払つていかなければならぬのではないかと。それらにつきましては議長、総長、また衆議院側ないしは関係皆様とも相談をして、大きな刺激を与えらるゝか、非常に不利な立場に置くとかというのではないやうに、十分考慮をしてきめていくべきものだ、かように考えております。

○矢嶋三義君 念のためにもう一回この点について承わりますが、新国会においては常任委員会中心主義の審議が

進められ、常任委員会に専門の職員を相当数置くことによつて議院のサービスをしていこうという点は、大きな特色があると思ひます。両院で常任委員会の制度を研究、協議される段階に個別的には常任委員会の職員の減、縮小、更にはこの常任委員会におけるところの職員と、それから国会図書館の立法考査局の職員とを統合的に活用してはどうかというやうな意見が出、専門員室の機構縮小というやうな意見が個別的に出たやうに承わっておりますが、私は、私の党の代表からその審議の過程において強く主張されたのであります。このたび常任委員会二十二を十六に縮小は、先ほど申し上げましたやうな考えの下に行われましたが、この専門員室の内容面の充実という点については何ら変らないのだ。この専門員室の機構を非常に縮小する、議院のサービス機関も縮小するといふやうな意見のまとまりといふものはなかつたのだと。こゝういふやうに私は伝へ聞いているのでございすが、これは議院の審議を能率的にまた促進する意味においても、非常に重大な関係のある問題でありますので、重ねてこの点承わつておきたいと思ひます。

○委員長(寺尾豊君) 御審議を賜る過程においては、さうな点も論じられたのであります。ただいま御指摘の国会図書館における立法考査局、これらに、専門員にもしも減員があつた場合に、それらのエキスパートをもういふところ、それらにブルーして、そうして両院の、議院の調査に万全を期する、こゝういふことも大きな御意見としてあつたわけでありまう。なお専門員がその後

教名辭職をせられた。そういうことにあつても、それを補充することをして、なほ、たゞいま御指摘のやうに調査について十分内容を充実しようといふ御意見も、相当多数、強く要望があらうので、これらにつきましては、十分両院議長、総長、又関係各位と御相談をして処理をしていくべきだと、かように考えております。

○矢嶋三義君 次に承わりたい点は、現行の三十六条であります。一議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。となつております。この問題については、長い期間にわたつて両院でそれぞれ協議されたこととてございすが、このたびの両院の話し合ひでは、多年問題になつておりましたこの点については、次期国会においていかにすべきか慎重審議するといふことが、話し合ひとしてまとまつていふやうに承わつていふのであります。が、さういふやうか、念のため承わつておきます。

○委員長(寺尾豊君) この点は小委員会でも、今期国会に国会法を改正するといふことに、非常に小委員各位の御努力をいただいたわけでありまう。そして、これを衆議院に送つて、衆議院が衆議院の要望するところのものを大體いれて、この国会法がこの国会で成立するといふ見通しがついたわけでありまう。その節委員の御意見として、ただいま御指摘の議員の退職金に關する法律案、これは今日まで長く審査を賜つて参つたのであります。が、国会法と不可分の形においてこれが審議をなされて来たといふことにおい

て、その一法である国会法が、今期国会にこれを成立させるというこになれば、退職金に關する法律案、またできるだけ近い将来、いわゆる具体的に申し上げれば、次期国会においてこれを成立をせしむるべきではないかといふことを衆議院にも連絡しようといふこと、まあこゝういふ御意見でありまう。事務当局からもこの点は伝へ、私からも伝へまして、この点について、両院で協力をして、それに善処をして行く、さういふ方向に進めて行こうといふことになつたわけでありまう。

○矢嶋三義君 六十九条の、政府委員の任命、承認の件であります。この点については、再三再四参議院としていろいろ意見が出、政府側にも要望したところでありまう。すなわち政府委員としては若干名を国会は承認いたしますが、それ以外に説明員、その他国会においては行政の公務員が多数の場合には、種々の委員会はほとんど説明員によつて答弁がなされ、会議が継続されていふ。で、眞の政府委員であるところの大臣その他の方の答弁といふものはきかれて少いといふやうな、こゝういふ運営がなされ、従つて行政の國務大臣、課長以下大多数が立法院の行政事務が滞滞する。また一方その説明員に寄るかかつて、政府委員の勉強も不十分な点が現れてくる、こゝういふやうな立場から、今後国会においていふところの政府機関の公務員は、できるだけ正式に承認されるところの府政委員に限定し、特例の場合に限つて説明員の出席を許す、その政府委員によつて、十分議員諸君の質疑に

答えられるやうに、政府委員はよく研究して會議に出席すべきだと、こゝういふことがたびたび述べられ、国会法等小委員会においても議せられたといふことを承わつていふわけでありまう。この点に対する衆参の確認はいかにしてなつていふか。これは一院だけではできないことでありまして、国会として、衆参通じてさういふ確認が国会法を審議する場合になされ、またこれが実施されて行くことが望ましいといふ、こゝう考えるわけでありまう。が、小委員会においては、いかように確認されたといふことを承わります。

○委員長(寺尾豊君) この点は、参議院は矢嶋さんの指摘したやうに、政府委員任命については、きわめて厳格であるのであります。かつてこの議運の理事會におきまして、資格のないものは、政府委員として認めないといふやうなことを御決定を賜りました。現に河井議長の手元においては、きわめて厳格にやつておる点であります。この点は若干、衆議院がなんと申しまするか、説明員等を政府委員等のかかりに使うといふやうなことについて、こちらに要望等もあつたこともありますが、特に矢嶋君の御指摘になつたやうなことは、参議院の關係各位の、特に関心を持ち、しかもこれを厳格に取り扱ふべきだといふ理事會等の申し合せもありまう。こゝういふことを承わつて、衆参両院ともに、さういふ取り扱ひについて、きわめて事を厳格に取り扱ひていこうと、こゝういふことになつたわけでありまう。(進行々々と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 最後に伺ひます。最後

一年の長きにわたって、この国会法が協議審議されて参ったわけであり、したが、くどくど申し上げるまでもなく、国会法は議員が国会内において活躍するところの根拠法規であり、いわば議員にとつては、憲法にも匹敵すべきものでございませう。特に終戦後の国会の運営というものは、従来の日本の国会の運営とかわつて、非常にガラス張りになつたその結果、国民の、すなわち主権者は、非常に政治というものを身肌を感じるようになって、民主政治というもののその芽が成長しつつあると、こういうふうに考えるわけでございます。

あれこれ考へるときに、国会法の改正等を行うに当つては、国民の一般的関心を呼ぶような、たとえば陳情、請願あるいは会議の傍聴、こういうような問題について、やや本質的な改正等を行うというようにすることに、今後公聴会等を開くというふうな手段も一つの方法でございませうし、要するところこの国会法の改正等は、このたび慎重審議したわけであり、したが、今後これ以上まして慎重な取扱いをなさるべきものだ、こういうふうに考へるのでありますが、小委員長の御目解を最後に承つておきま

す。

○委員長(寺尾豊君) 多数の御意見に従つて、矢嶋君のたゞいま御指摘になられたような御趣旨に向つて、万全を期していきたい、かように考へております。

○松岡平市君 たゞいまの質疑応答のうち一点だけ、はっきりしておきたいと存じます。

それは四十一条の常任委員の小委員

会設置の問題について、矢嶋委員の御発言中、たとえば農林水産、社会労働委員会のようなものの、併合について非常に論議のあつたものは別だが、その他の委員会においては、みだりに小委員会等を設置して本委員会を少くして、すなわちセクシヨナリズム、あるいは各省出先機関の委員会のような感じを与えた弊害を除去する趣旨を減却せぬように、こういう御発言で、それに対してその通りである。こういうふうな小委員長の御発言がありました。が、「これらは別として」といふ、二つの農林水産委員会、あるいは社会労働委員会については、これは別だが、こういうふうな趣旨の御発言がございしたけれども、われわれの承知してゐる限りでは、この二つの委員会といへども、別段これは特に小委員会を開いてもらふ、いづれの委員会といへども、みだりに小委員会を設けて、せつかく委員会数を減らした趣旨を没却してはいけなないのだ。かように、これは一般論として、特に例外は認めてあるかのごとき印象を与えるような質疑応答では、はなはだ困る。その点については、正確に私の申し上げますように、特例はないのだ。これは委員会において、別段小委員会においてさような論議はされておられませんから、その点は別に回答は要りませんけれども、誤解のないようにしておいて下さい。

○矢嶋三義君 私が申し上げましたのは、多く申し上げませんが、たとえば農林水産のような、議論のあつたことは、そうでありますが、議論のあつたということが根拠でなくて、実務委員

会を運営してみても、それぞれ非常に特殊な性質があるとか、非常に幅が広がつて本委員会だけで運営できないというような場合に、あるいは農林、水産の小委員会というのではあるかもしれないが、そういう場合を除いては、やはり改正の精神から言つて、みだりに小委員会は設けないうことが、改正の精神に沿うのではないかと、こういう意味で、伺つたのであります。

○松岡平市君 これは、たとえば内閣委員会の中に人事委員会を包含してゐる。で、その場合でも、もし委員会の運営上小委員会を、一つの案件について、あるいは包括的に、作る必要がある場合は、これは委員長において、全委員に諮られて、さうな措置をとられるかもしらぬけれども、これは全委員会に通ずることであつて、特にあげられた――私が申し上げるのは、特にあげられた農林水産委員会、あるいは社会労働委員会といふものは別だがといふ、その「別だ」といふことさへして頂ければよろしいのであります。誤解のないように。

○委員長(寺尾豊君) たゞいま問題点になりましたことは、矢嶋君の今の御発言と松岡委員の御指摘のことと、何ら違はないと思ひます。やむを得ないで小委員会等を作るといふことは、どの委員会にもこれは委員が必要だ、どうしても必要だ、また委員がそれを認めるといふたうなことに付いては、どの委員会にも、これはあり得るといふことにおいては、矢嶋委員の御意見も、善意をもつて示されたので変りはないと思ひます。それで御了承を願ひます。(了承)と呼ぶ者あり

本法案の委員会審査略を認むるに

御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺尾豊君) さう決します。

それでは休憩いたします。

午後三時二十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

一月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、憲法第二十四条改正反対に関する請願(第九八号)

第九八号 昭和二十九年十二月十五日受理

憲法第二十四条改正反対に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町県教育庁社会教育課内鹿兒島県婦人連絡協議会内黒江よね

紹介議員 西郷吉之助君

政府の企図してゐる憲法改正は、第九

条だけに止まらず、憲法全般にわたつての再検討であり、家族制度復活の気運は濃厚になつてきたが、憲法第二

四条にもられた個人の尊厳と両性の平等は日本民族史上の一大改革点であつて、本条は日本民主化の拠点として日本婦人の解放または地位の向上への根本的資格を有する文化国家にふさわしい法であるから、憲法第二十四条の改正には絶対反対であるとの請願。

昭和三十年一月三十一日印刷

昭和三十年二月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局